

茨城県景観審議会委員の公募のお知らせ

県では、県民の皆様の御意見を景観行政に反映させていくために、茨城県景観審議会の委員（1名）を公募します。

1 審議会の概要

審議内容	○景観形成に関すること ○屋外広告物に関すること ○風致地区内における建築行為等の規制に関すること
開催頻度	年2回程度
委員の構成	13名 ○景観設計、色彩、都市計画、法律などの学識経験者 ○公募委員、県民代表、市町村長の一般公益代表 ○農林業、商工業、広告業などの産業経済界代表
委員の任期	2年（平成28年3月1日～平成30年2月28日） ○平成28年3月1日から公募委員を含め新しい委員が選任されます。
報酬等	審議会の出席ごとに、県の規定に基づき報酬及び旅費を支給します。

2 公募人数 1名

3 応募資格

次のいずれにも該当する方

- (1) 茨城県内に居住又は通勤・通学している方
- (2) 平成28年3月1日現在、満年齢20歳以上の方

なお、公務員、国又は地方公共団体の議員、県の他の審議会等の委員の方は、応募できません。

4 応募方法

次の申込書及び小論文を郵送、FAX又は電子メールにより下記の送付先まで送付してください。

- (1) 申込書「茨城県景観審議会委員応募申込書」《Word形式》
- (2) 小論文（1,000字以内）

テーマ「観光振興やイメージアップにつながる景観形成とは」

5 応募期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月18日（月）まで

6 選考方法

書類選考のうえ面接を行います。

なお、面接の日時については、後日、ご本人にお知らせします。

7 その他

応募に要する費用（申込書の郵送代、面接時の交通費等）は各自の負担となります。

【お問い合わせ、応募書類送付先】

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当

電話 029-301-4579（直通） / FAX 029-301-4599

電子メール toshikei-gyousei@pref.ibaraki.lg.jp